

民間提案制度の概要

提案主体

特定事業を実施しようとする民間事業者

提出書類

- ・特定事業の案(PFI事業の概要等を記載)
- ・特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類(PFIを活用することによる効果・効率性を記載)
- ・その他内閣府令で定める書類

提案を受けた公的主体の対応

- ・提案について検討を実施
 - ※事業の意義・必要性、実現可能性等の観点から検討
- ・検討結果がまとまった際には、遅滞なく提案者に通知 (第5条の2)

○実施方針の策定の提案の添付書類(内閣府令で定める書類)

特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示す書類 (府令第1条)

基本方針

- 1 国等は、民間事業者が円滑に提案を行うことができるように、関係する情報の公開等に努める。
- 2 国等は、業務の遂行に支障のない範囲内で速やかに、民間提案に係る公共施設等の整備等の必要性、実現可能性等及びPFIを活用することの妥当性、財政に及ぼす影響、他の手法による整備等の可能性等につき検討すること。
- 3 国等は、提案を行った民間事業者の権利その他正当な利益を損ねないよう留意して当該提案を取り扱うこと。
- 4 提案を踏まえて実施方針を策定し事業者を選定する際は、当該提案が実施方針策定に寄与した程度を勘案して当該提案事業者を適切に評価すること。
- 5 提案を受けて実施方針を定める必要がないと判断したときはその旨及び理由を提案を行った民間事業者に対し通知。特に必要があると認められるときは、公共施設等の整備等の実施に与える影響に留意の上、当該提案の概要、公共施設等の管理者等の判断の理由、結果の概要を公表。
- 6 提案の検討に相当の期間を要する場合は、結果通知の時期の見込みを通知。